## 令和2年度札幌市地域福祉社会計画審議会

項目等	質問・回答
資料 2-2 施策 1 (P7)	(福祉推進委員会の設置数について。福まち事業と生活支援体制整備事業の連
	動性などについて)
	2018年度から40か所の設置が行われたのは評価できる。一方でこのまま単年度
	ごとに 40 カ所の設置を行ったとしても 2023 年度実績は目標の 1,500 か所には到
	達しないため、現状の推進方法をどの様に見直し、工夫を講じるのかを明らかに
	して欲しい。また、施策を構成する(1)見守り活動や日常生活支援活動の推進に
	ついては、介護保険事業における生活支援体制整備事業との整合性や連動性(あ
	るいは区別)は図られているのかお答えいただきたい。
	回答 新型コロナウィルスにより福まち活動を減少・休止せざるを得ない状況になったことが、委員会設置数にも影響を与えている。 今後の工夫策として、福祉推進委員会や地域の支え合い(見守り等)の必要性について理解促進を図る研修や説明会等を実施することや、 地区福まちコーディネート機能強化事業や、見守りサポーター養成研修、個人
	情報取扱研修、福祉マップ作成支援、関連する手引の作成など、様々な支援策と
	効果的に連動させ、設置数の拡大等を進められるよう検討していく。
	また、これまでの取組みに加えて、生活支援体制整備事業とも連動し、生活支
	援コーディネーターと協力して、地域が主体となった高齢者の日常生活支援体制
	の整備を進めるよう検討していく。
	施策1-(1)に示す「見守り活動や日常生活支援活動」は、顔の見える小さな圏
	域での支え合いを、組織的に展開するための体制を整備し、見守り訪問や、日常
	生活支援(ゴミ出し・買い物等)を、より一層拡大・充実するため、市・区社協   トタ地区短またが投働し、身近な地域組織が主体となり活動しているもの
	と各地区福まちが協働し、身近な地域組織が主体となり活動しているもの。
	「生活支援体制整備事業」は、住民が担い手として参加する住民主体の活動の
	推進や、NPO やボランティア等の多様な主体との連携による、地域で支え合う支援

体制を推進するため、生活支援コーディネーターを配置し、各コーディネーター が担当する地域の生活支援に取り組むもの。

いずれも、住民主体の活動になるが、見守り活動等は地区福まちの活動として 位置づけられており、生活支援体制整備事業は町内会やボランティア団体等、多 様な組織の活動の一環となっている。

(ボランティア活動センターが行う研修受講者や、有償ボランティアと生活支援体制整備事業の関係、福祉副読本を活用した活動状況について)

年間を通して集合型・出張型の研修機会を講じ、延べ13,000人を超える市民に受講いただいていることは評価できる。一方、開催回数ごとの参加人数の平均を測ると、集合型22.4人/回、出張型56.3人/回であり、2023年の目標値の達成に向けては出張型(主体に応じた依頼型)よりも集合型(いわゆるボランティア活動センターが企画者となって主体性を高めようとする研修)の企画力が問われていると感じる。

資料 2-2 施策 2 (P9.10) 施策を構成する(2)多様な主体や方法による地域福祉活動の推進については、家事援助・生活援助・外出支援の取組が記載されているが、市民のニーズに対し、どの程度の対応が可能なのかが不明瞭であるため、協力会員の過不足の状態がつかめない。また、利用会員が高齢者であった場合については、介護保険事業における生活支援体制整備事業との整合性や連動性が考えられるが、これらとの整合性や連動性(あるいは区別)が図られているのかお答えいただきたい。

更に、(3)ニーズや対象に合わせた学び・体験の充実にある「福祉副読本」や「アイデア集」の配布は、配布にとどまらずそれらを授業等で活用することに意味があるものであり、活動状況についてお答えをいただきたい。

## 回答

「生活支援体制整備事業」は、住民が担い手として参加する住民主体の活動の推進や、NPOやボランティア等の多様な主体との連携し、地域で支え合う支援体制を推進するため、生活支援コーディネーターを配置し、各コーディネーターが担当する地域の生活支援に取り組むもので、このボランティアに家事援助等のいわゆる「有償ボランティア」は含まれないが、生活支援コーディネーターが支援体

制を話し合う際に、有償ボランティアの担当者が会議(全市協議体) に参加するといった連携は行われている。

「福祉副読本」や「アイデア集」の配布については、授業等で活用いただくことを含め、自習形式など、多様な手段により活用いただくことを想定して実施しているものであり、気兼ねなく活用いただけるよう配布しているところ。そのため、活動状況についての報告等は求めていない。

(福祉除雪及び日常生活自立支援事業について)

福祉除雪の協力員の募集状況や、必要とした 5,202 世帯すべてに対し協力員をマッチングできたことは大変評価できる。一方でこれまで協力員として協力してくれた市民が加齢等により協力員を辞退するケースもあることが想定されるため、2023 年度の目標値である 4,000 人の獲得に向け、どの様な対策や工夫を講じていこうとしているのか伺いたい。

資料 2-2 施策 4

(P14, 15)

施策を構成する(1)日常生活自立支援事業については契約件数が205件となっているが、個々のケースによって利用頻度が異なるため、総支援回数も掲載してほしい。北海道社協では市町村ごとの総支援回数を公表しているため、札幌市における利用実態が適切か推測できる。

## 回答

ホームページや地下鉄掲示板等を活用し、地域協力員の募集を含む事業PRを 強化することや、地域協力員が安心・安全・円滑に活動できる環境づくりの強化、 利用世帯や地域協力員のニーズにマッチした制度へと改善を図るよう検討してい く。

日常生活自立支援事業の令和元年度の活動回数は 3,517 回(生活支援員 3,008 回、専門員 509 回)

(自立相談支援事業について)

資料 2-2 施策 5

(P16, 17)

施策を構成している各事業は書面でこそ実態がつかめないが、市民に対する丁寧な関わりが推察できる。一方で、生活困窮者の新規相談件数及び個別支援プランの作成件数については、2023年度の各目標数値との差が大きく、現状においては、目標値を到達できるだけの人員体制を整備しており、余剰人員を抱えている

状況にあるのか、または現状実績に応じた人員体制で事業を展開しているのか疑問に感じた。各種の実績が目標値に近くなった場合にリソースは足りるのか、ストラクチャー(構造)の実態についてお答えをいただきたい。

回答

自立相談支援機関の体制については、ステップでは、令和2年5月に相談支援 員を5名増員して、コロナ禍で増加している相談者に対応している。

※ステップの体制 (24名 → 29名)

(包括的支援体制整備事業について)

地域福祉の最上位概念となる地域共生社会の実現に向け、国は社会福祉法の改正等を進めており、2018 年度には国もモデル事業である「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業」を実施していると思う。包括的支援体制の整備や重層的支援体制整備事業などでは、本施策を多様な支援主体とともに構築することが必要であり、市役所庁舎内の連携は重要であると考えます。一方で、2018年度のモデル事業の成果とともに、2019年度に実施した町内での仕組み検討の具体的な内容(開催回数、出席部局、内容等)については資料からは読み取れず、2023年度に目標としている「仕組みの構築」に向けた現状が不明瞭であるため、取組状況をお答えいただきたい。

資料 2-2

施策 6

(P17

~19) 同答

令和3年度までには、保健福祉局の関係3部(総務部、高齢保健福祉部、障がい保健福祉部)共同での検討、庁内関係部署との調整や、区・本庁関係職員によるワーキンググループの設置により、支援調整体制の事務フロー等について整理・検討を行ってきた。令和4年度からは、複合的な福祉課題等について、組織横断的な支援調整を担う組織を北区及び東区をモデル区として設置し、支援方針や役割分担について関係する複数の部署による検討等を開始し、併せて、今後に向けた検証を行っていく。

資料 2-2

(福祉のまちづくりに係る啓発冊子等について)

施策 7 (P19. 20) 啓発ツールの作成や出前講座の実施など、基本目標のテーマにつながる事業の 実施を展開していることは評価できる。2023 年度の目標に向けては単年度ごとに 4回程度の周知啓発事業を実施すれば到達可能であると思うが、施策2同様に「啓発冊子」や「推進マーク」の作成は、作成にとどまらずそれらを授業や各方面で活用することに意味があるものであり、活動状況(または今後の展開方法)についてお答えをいただきたい。

回答

「心のバリアフリーガイドわかりやすい版」については、令和2年度から市内の 小学4年生全員に配布、令和3年度からは市内の中学3年生全員についても配布 しており、学校の授業等で活用できる環境を整えている。

また、「心のバリアフリー推進マーク」については、心のバリアフリー推進研修(市民向け・企業向け)受講者に配布するバッジや、各所管課が作成する心のバリアフリー関係の広報物等に掲載するなど、各方面で活用している。

こうした取組を通じて、今後も心のバリアフリーの普及啓発を図っていく。

(要配慮者避難支援事業の推進及び説明会の実施について、あんまち事業との 関係について)

2019 年度には53 回の説明会を実施しているが、この実態は2016 年、2017 年の実績よりも大きく減少しており、2023 年度の目標値への達成も極めて難しい状況となっている。2020 年度以降は年平均114 回の開催を行う必要があるが、市内で2日に1回程度の開催頻度となり現実的な数字ではない。現状の課題及び、どの様に成果目標を達成するのか、今後の方向性についてお答えいただきたい。

資料 2-2 施策 8 (P20

 $\sim$ 22)

また、本事業と関連する事業として、障がい部局が実施する「あんまち事業」 もあるが、これらの取組との整合性や連動性についても不明瞭である(個人的に は指標の実施回数に含めても良いと思う)。

更に、施策を構成する(2)要配慮者避難支援事業の推進については、当該名簿掲載者 3,947 名となっているが、札幌市の地域防災計画に定める要配慮者の全体数のうち、どのくらいの割合なのか、明らかにすべきではないだろうか。また、(3)福祉避難場所の運営体制強化については、インターネット上で施設を公表したことはとても評価できる。一方で、災害対策基本法ではおおむね 10 人の要配慮者に対し1名の相談員を配置することとされているが、避難後の二次被害防止(重症化や関連死)に向けた体制整備などを進めて欲しい。

## 回答

地区等からの要望に応じた出前講座や地区等における研修等の場をとらえて事業説明を行うなどといった広報活動を行うべきところであるが、新型コロナウィルスの影響により出前講座や研修等を開催することができない状況にある。そのため、地域からの要望に応じてハンドブックを送付したり、オンラインによる出前講座を開催したりするなど、広報手段について検討していく。

要配慮者避難支援対策事業は、災害時に自力や家族の力だけでは避難することが困難な高齢者や障がいのある方などに対する避難支援体制について、地域が主体となって取り組めるよう、各区において地域団体の取り組みを支援し、申請団体に対しては避難行動要支援者名簿情報の提供を行うものである。

あんまち事業は、町内会や自治会などによる障がい者の避難支援計画の作成に あたり、コーディネーターを派遣し計画への助言や支援にあたっての留意点など の助言を受けることができるといったものであり、名簿情報の提供を受けていな い町内会などに対しても支援が可能となっている。

令和元年度の名簿掲載者は 111,880 人なので、当該名簿掲載者 3,947 名およそ 3.5%となる。